

## (9) 利用者支援事業

こども及びその保護者等が、その選択に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。

■提供区域 市全域

■配置状況

類型	配置場所
特定型	総合会館 こども未来課内
基本型	単独型橋北子育て支援センター 単独型塩浜子育て支援センター こども子育て交流プラザ
こども家庭センター型	総合会館 こども家庭センター

### ① 量の見込みと提供体制の確保内容

(か所)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	5	5	5	5	5
B提供体制の確保内容	5	5	5	5	5
特定型	1	1	1	1	1
基本型(地域子育て相談機関)	3	3	3	3	3
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
B - A	0	0	0	0	0

### ② 提供体制の確保内容の考え方

各施設に配置された利用者支援専門員等の情報共有や連携体制の充実を図りながら、子育て支援情報の発信に取り組み、また、橋渡し役としてそれぞれの家庭に合った子育て支援の情報提供や相談、助言等を行います。

## (10) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が希望する医療機関で適切な妊婦健康診査が受診できるよう公費で負担して実施します。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (人、延べ人数)

年度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
妊娠届出者数		2,266	2,277	2,157	2,047	—
受診者数	1～5回	10,474	10,852	10,358	9,764	—
	6～10回	9,654	10,289	9,566	9,053	—
	11～14回	5,014	5,342	4,965	4,603	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人、回)

年度		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み (目標事業量)	人数	1,924	1,911	1,895	1,877	1,864
	健康診査回数 (一人あたり)	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
提供体制の 確保内容	実施場所	妊婦健康診査を受診できる三重県内の医療機関及び助産所				
	実施体制	三重県市長会が委託した医療機関及び助産所				
	検査項目	三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容				
	実施時期	妊娠届出の日から出産の日まで(通年実施)				

② 提供体制の確保内容の考え方

妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。三重県市長会として、三重県医師会及び県内の妊婦健康診査を実施できる医療機関、助産所と委託契約を締結し、公平な受診機会と必要な検査項目を確保します。

また、里帰り出産などのため、県外の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として費用の助成を行います。

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

保健師・助産師・看護師等の専門職及びこんにちは赤ちゃん訪問員が、おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭を全て訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (人)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生届出数 (対象者数)	2,134	2,266	2,159	1,968	—
訪問実施者数	2,241	2,249	2,263	2,074	—
専門職の訪問	814	730	753	694	—
訪問員の訪問	1,427	1,519	1,541	1,406	—

訪問実施者数=延べ対応者数、専門職と訪問員の重複有

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	1,937	1,924	1,911	1,895	1,877
提供体制の 確保内容	実施体制	専門職(保健師・助産師・看護師)及びこんにちは赤ちゃん訪問員			
	実施機関	こども家庭センター			

② 提供体制の確保内容の考え方

各年度の0歳児人口を目標事業量とし、100%実施できる体制を確保します。専門職(保健師・助産師・看護師)とこんにちは赤ちゃん訪問員が連携して訪問し、必要に応じて情報共有しながら、生後4か月に達するまでの全ての乳児がいる家庭を訪問します。

また、長期入院や長期里帰りの場合、生後4か月以降も状況把握に努め、自宅へ戻った後、家庭訪問を実施するなど、全数訪問を目標とします。

## (12) 産後ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後1年未満の時期に、育児支援を必要とする母子に対して、助産師等による家庭訪問や医療機関等の施設において心身のケア及び育児サポートを実施します。(訪問型、デイケア型、宿泊型として実施)

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計)

(延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ利用者数	170	279	633	770	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容

(延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	1,050	1,043	1,035	1,027	1,017
B提供体制の確保内容	1,050	1,043	1,035	1,027	1,017
B - A	0	0	0	0	0

② 提供体制の確保内容の考え方

令和6年度に産後ケア事業の対象者を拡大し、体調や育児に不安のある産後1年未満の産婦であれば利用可能としたことに伴い、利用者が増加したことを考慮し、目標事業量を算出し、希望者全数が利用できる提供体制を確保します。実施にあたっては、メンタルヘルスの対応が必要なケースもあるため、医療機関等や三重県とも連携を図り、提供体制の確保に努めます。

## (13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と組み合わせて実施し、妊産婦及びその配偶者等との面談等により心身の状況や養育環境を把握し、必要な支援につなげるほか、母子保健や子育て支援サービスに関する情報提供や相談支援を行うことで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

### ■提供区域 市全域

### ■利用実績の推移(各年度累計) (延べ件数、回答数)

年度	令和5年	令和6年
延べ面談件数	3,916	—
妊娠8か月アンケート回答数	754	—

### ① 量の見込みと提供体制の確保内容

(延べ件数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	5,772	5,733	5,685	5,631	5,592
B提供体制の確保内容	5,772	5,733	5,685	5,631	5,592
B - A	0	0	0	0	0

### ② 提供体制の確保内容の考え方

各年度の翌年度の出生数に対し、3回面談(うち1回は妊娠8か月頃に実施するアンケートの回答で希望する者に対して実施)することを目標事業量とし、妊娠の届出をした妊婦及びその配偶者等と保健師等の専門職員が確実に面談を実施できる体制を確保します。また、出産後には、乳児全戸訪問事業などの機会を活用して、市職員(保健師・助産師・看護師)やこんにちは赤ちゃん訪問員等が全ての乳児の養育者と面談を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談等を実施します。

## (14) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を養育支援訪問員（保育士等）や保健師が訪問して、支援計画に基づき、養育に関する相談、指導、助言等の専門的支援を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移（各年度累計）

（世帯数、延べ訪問回数）

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
訪問家庭数	78	30	36	26	—
延べ訪問数	749	203	326	226	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容

（世帯数、延べ訪問回数）

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
量の見込み （目標事業量）	訪問世帯数	30	30	30	30	
	延べ訪問数	360	360	360	360	
提供体制の 確保内容	実施体制	支援計画に基づく養育支援訪問員及び保健師等の派遣 ・養育支援訪問員2名及び保健師等が、概ね週1回程度の家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言等の専門的支援を実施します。				
	実施機関	こども家庭センター				

② 提供体制の確保内容の考え方

訪問は、養育支援訪問員が主体となって実施しており、原則として、保健師や助産師による支援は、養育支援訪問員の訪問時に補完的に行います。

今後も、養育支援訪問員2名による実施体制（約30世帯の支援）を確保し、事前アセスメントによる支援計画の作成、支援の実施、実施後の評価、支援改善というプロセスを特に重視しつつ、対象世帯へのきめ細やかな寄り添い支援を実施していきます。

## (15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事代行や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

### ■提供区域 市全域

#### ① 量の見込みと提供体制の確保内容

(延べ訪問回数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	324	412	412	412	411
B提供体制の確保内容	350	450	450	450	450
B - A	26	38	38	38	39

#### ② 提供体制の確保内容の考え方

子育てに不安があるなど、継続的な支援を必要とする家庭に対し、家事支援及び子育て支援を実施する訪問支援員を安定して派遣できる体制(年間を通じ、家事支援250回・子育て支援200回の派遣ができる体制)を確保します。

なお、令和7年度は事業開始初年度であり、7月開始を見込んでいます。

## (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識や方法を身に付けるため、当該保護者等に対して、講義、グループワーク、ロールプレイ等のペアレント・トレーニングを実施します。

### ■提供区域 市全域

#### ① 量の見込みと提供体制の確保内容

(世帯数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A量の見込み(目標事業量)	20	19	19	18	18
B提供体制の確保内容	20	20	20	20	20
B - A	0	1	1	2	2

#### ② 提供体制の確保内容の考え方

ペアレント・トレーニングに興味を持つ人が気軽に受講できるよう、児童家庭支援センターと必要な連携を行い、年間を通じ、20世帯が講義を受けられる体制を確保します。

## (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

経済的に困難な状況にある世帯のこども及び全ての第3子以降のこどもが、特定教育・保育等の給付を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し助成し、これらのこどもの円滑な特定教育・保育の利用を図ります。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (延べ人数)

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
延べ支給児童数	6,208	6,375	5,909	5,552	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (延べ人数)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	5,034	4,688	4,472	4,150	3,868

② 実施内容

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、公立幼稚園や新制度に移行していない私立幼稚園に通う年収360万円未満相当世帯のこどもと、全ての第3子以降のこどもに係る副食費に対して助成を行います。

## (18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を行う施設等を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助します。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計) (人)

年度	令和4年	令和5年	令和6年
対象幼児数	4	2	—

① 量の見込みと提供体制の確保内容 (人)

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(目標事業量)	2	2	2	2	2

② 実施内容

小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を行う施設等に対し、基準適合審査を実施のうえ、その施設等を利用している全ての幼児の保護者に利用料の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

## 4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。この改正により、従来より「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導等の法に基づく事務の執行などにおいて、市町村は都道府県に協力を要請することができることを踏まえ、本市においても、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導や立入調査等について三重県と情報共有や連携を図ります。



### こどもまんなか応援サポーター

- **こどもまんなか応援サポーターとは…**
- こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもの意見を聴き、尊重し、こどものにとって良いことは何かを考え、実際に行動する団体、企業、自治体こと。
- 四日市市は、令和5年7月7日に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。



- **こどもまんなかとは…**

すべてのこどもや若者たちが  
幸せに暮らせるように、  
常にこどもや若者の今と  
これからにとって  
最もよいことは何かを考え、  
社会全体で支えていくこと。



#### 「こどもまんなか」なアクションの例

- ✓ こども会議を開いて、こどもの意見を聴いて●●に反映した
  - ✓ 電車の乗り降りで、ベビーカーを優先する
  - ✓ トイレの行列などで子連れに順番を譲っている
  - ✓ 荷物を持っている子連れにドアを開ける
  - ✓ お店に子連れ優先席をつくる など
- できることから、ご協力をお願いします。

出典:こども家庭庁(参照2024-10-22)  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/ouen-supporters/>)



## はじめの100か月の育ちビジョン(令和5年12月22日閣議決定)

### ●「はじめの100か月」は、生涯の幸せを育てる。

● 妊娠期から小学校1年生までがほしい100か月になります。

● この時期に、こどもは様々な人やモノ、環境とのはじめての出会いを繰り返しながら育っていきます。

● だからこそ、こどもが人生の最初の一步を踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことが大切です。

● そこで国は、令和5年12月22日に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を示しました。



### ●ビジョン01 こどもの権利と尊厳を守る

● 全てのこどもに権利があります。こども一人ひとりの思いや願いを大切にしていきます。

### ●ビジョン02 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

● こどもは、大人との「アタッチメント(愛着)」「安心」を土台として、「遊びと体験」「挑戦」を繰り返しながら成長していきます。

### ●ビジョン03 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

● こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、全ての関係者で連携して育ちを支えることが重要です。

### ●ビジョン04 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

● こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもとともに育つことができるように、様々な人や機会を支えています。

### ●ビジョン05 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

● こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

出典:こども家庭庁(参照2024-10-25)  
([https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo\\_sodachi](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi))